

教えて！土手内さん

2025年 10月号

～医療費控除について～

医療費控除とは、確定申告をすることによって、下記の算式で求めた金額が所得から控除され、結果、所得税及び住民税が減額若しくは還付される制度です。

実際に支払った医療費の合計額－A－B（最高で200万円）

A:保険金等で補てんされる金額

B:10万円か、その年の総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額

医療費控除は既になじみ深い制度ではありますが、控除を受ける際には注意しなければならない点がありますので、そのうちのいくつかをご紹介します。

1. 整骨院・接骨院などの施術費用は医療費控除の対象になる？

整骨院、接骨院などの施術費用が医療費控除の対象となるかならないかは、「誰」が「どんな目的」で施術したかがポイントになります。

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などの国家資格を持つ人が治療のために行った施術は医療費控除の対象になります。例えば、負傷の原因がはっきりしているぎっくり腰や骨折、脱臼に対する施術が該当します。

なお、健康保険が適用されない**自由診療であっても、それが治療と認められれば医療費控除の対象となります。**

2. 整骨院や接骨院の施術で医療費控除の対象にならないものは？

施術の目的が疲れを癒すためや慢性的な症状を緩和させるためだった場合は医療費控除の対象になりません。具体的には、以下のような施術が医療費控除の対象外となります。

- ・慢性的な肩こり、腰痛
- ・健康維持
- ・リラクゼーション
- ・日常生活や仕事の疲労回復
- ・姿勢や骨盤などの矯正
- ・過去の怪我や病気による後遺症の緩和

今回ご紹介したケースはほんの一例です。医療費控除については、このほかにも、細かな決まり事がたくさんあります。これはどうなんだろう、といったご質問、ご不明な点がございましたらご相談ください。



税理士法人
土手内総合事務所